

## 議事（1）「第2回の質疑に対する回答について」 事務局より説明（シナリオ）

それでは、議事（1）の「第2回の質疑に対する回答について」をご報告させていただきます。

前回の第2回の審議会でご質問いただきました件につきまして、お手元の【別添1】で回答としてお示しさせていただいております。申し訳ございませんが、着座にて失礼いたします。

概ね5点の質問があったように思いますので、順番に報告させていただきます。

1点目の前回資料7の「年度別有資源回収売却金及びペットボトル再商品化合理化配分金」において、平成25年度以前までは不明だという説明であったが、資料を出す限りはちゃんと説明しないと筋が通らないのでは？

（乾）でございますが、

●別添の【資料1】をお願いします。前回の第2回の審議会でご説明させていただいた【資料7】に平成25年度以前のペットボトル等再商品化合理化配分金ついて、反映させていただきましたのでご確認お願いいたします。

次に2点目の前回【資料5】の「クリーンセンター広陵の15年間の歳出」において、塵芥処理費の委託料が平成19年度決算と令和3年度決算では、2.5倍近くになっているのでこの中身を教えてください（竹田）

でございますが、

●別添の【資料2】をお願いします。15年間の委託料のみを抽出した資料になります。

まずは、収集業務委託料の増加でございます。この収集業務につきましては、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別処置法（合特法）に則り、し尿処理業の安定と今後のし尿及び浄化槽汚泥の適正処理が確実に継続されることを目的に、一般廃棄物（家庭から排出されるゴミに限る）の収集運搬業務を代替業務として委託（基本5年毎に見直しを実施）、平成26年からリサイクル素材等分別作業を民間に委託、平成27年度からRDF炭化施設運転維持管理を民間に委託、平成28年度にダイオキシン類濃度基準値超過によるごみ処理停止による可燃ごみ民間処理委託及びダイオキシン類等調査業務委託料、これ以後可燃ごみ民間処理委託料の増加、施設公害測定委託料の増額、ばいじん処理物の民間委託料の増加により、平成19年度決算と比較すると2倍強となっております。詳細につきましては、ご確認をお願いします。

次に3点目のごみの組成分析を実施していないのか？

（竹田）でございますが、

●別添の【資料3】をお願いします。令和4年度実施のごみの3成分及び組成分析の結果でございます。

次に4点目の収集ルートにおいて、実際にどのエリアをどのルートで回っているのか、現状のわかるものを準備いただきたい。（藤田）ということですが、

●別添の【資料4】をお願いします。収集区域図として広陵町全図に赤色地区（おおやまと環境整美事業協同組合）、緑色地区（大和清掃企業組合）で収集範囲を色分けしております。また、可燃ごみ収集範囲についても色分けしております。収集ルートにつきましては、ごみに種類等により変えているみたいで、各委託業者にお任せしています。

次に5点目の前の【資料8】で粗大ごみの価格の表記はないがどうなのか？また有料化にするとした場合、有料になる前後で持込量の増加や不法投棄の増加等懸念されるところであるが、その辺りの現状を踏まえ粗大ごみの有料化について説明していただきたい。（藤田）ということですが、

●前の【資料8】で粗大ごみの価格は、戸別収集のため無料であることから表記をしておりません。収集できるものは決まった日に出していただければ戸別収集しておりますが、収集できないものにつきましては、持ち込みしていただき10kg50円を徴収しております。

また粗大ごみの不法投棄の状況として、家電4品目の撤去台数をまとめた資料として別添の【資料5】でお示ししております。

家電4品目の撤去台数をまとめた資料になります。平成13年4月から施行されました家電リサイクル法により、平成23年7月24日のアナログ放送終了に伴い、この年の前後にテレビの不法投棄が増加しております。なお、粗大ごみの有料化は現在考えておりませんが、有料化となれば、不法投棄がかなり増えるかと思われます。

以上が前回からの質疑に対しての回答とさせていただきます。

(以上)